

駒場地区キャンパス計画要綱

平成5年12月14日

(評議会承認)

平成15年3月18日改正

(評議会承認)

平成22年9月30日改正

(役員会承認)

I 趣旨

本要綱は、「東京大学キャンパス計画の概要」(平成4年6月9日評議会採択、平成15年3月18日追加評議会採択、平成19年7月19日役員会承認)の趣旨に則り、駒場地区キャンパスを再開発・整備し、学問の質的・量的発展に対応した教育研究活動の展開を可能にする良好な環境を作り出していくためのマスタープランを定めるものである。

II 理念

「東京大学キャンパス計画の概要」では、駒場地区キャンパスは、異質な教育研究組織が、それぞれの固有性を保ちつつ、相互の知的協働作用および社会との広範かつ多様な交流を通じて、前期課程教育の新たな展開と高等研究の活性化を図るとともに、「開かれた大学」の理念を具現する場とするものとされている。

これを具体化するために、駒場Ⅰキャンパスには、教養学部、総合文化研究科および数理科学研究科を配置し、全学の前期課程教育と総合文化領域および数理科学領域における高度の教育研究との相互の知的協働作用、ならびに新たなプレゼンテーション機構による市民社会との文化的交流を通じて、創造的なキャンパスライフの創生と社会への総合的文化の発信を行う。

駒場Ⅱキャンパスには、生産技術研究所および先端科学技術研究センターを配置し、それぞれ独自の使命を有する両組織間の知的協働作用と、民間や諸外国との共同研究を含む社会との高水準の相互交流とを通じて、それぞれの学問の新たな展開と活性化を図るとともに、研究成果に基づく情報発信とその社会還元により社会貢献を推進する。

これに加え、駒場Ⅰキャンパスにおける前期課程教育と駒場Ⅱキャンパスにおける総合工学研究および先端科学技術研究との相互交流により、東京大学がめざす前期課程教育の新たな展開と高等研究の活性化を図る。また、両キャンパスを通じて、「外へ向けての空間」を設けることにより、「開かれた大学」の理念を具現する。

Ⅲ 目標

A. 駒場Ⅰキャンパス

1. 最先端の教育研究施設の整備

教育・研究の高度化に対応した最先端の施設・設備を擁する最適の大学キャンパスを実現する。

2. 「開かれた大学」の理念の具体化

都市の一部としての大学の存在意義を認識し渋谷の文化ゾーンに隣接するという駒場Ⅰキャンパスの特性を活かして、学生・教職員の福利厚生を図りつつ、一般社会の文化的関心に大学として適切に応えるため、必要な整備を行う。

3. 恵まれた自然環境の活用

武蔵野の面影を残す林、清涼な湧き水など恵まれた自然環境を最大限活用するとともに、この自然環境を基にして外部空間の骨格の整備を図る。

4. 合理的更新システムの確立

アカデミック・プランの将来の発展に伴い必要となる施設計画の実現を可能とする建築面積の余裕を確保するとともに、教育研究活動を支障なく継続しつつ、必要に応じて絶えず施設の更新を可能とするシステムを確立する。

B. 駒場Ⅱキャンパス

1. 高度で先端的な研究施設の拡充

高度で先端的な研究を継続し、かつ格段に発展させるため、基盤となる研究施設や研究支援設備を更新・増強することにより研究インフラストラクチャの大幅な整備を行うとともに、高度に機能的な研究・実験棟を新営する。

2. 社会に開かれた研究・教育施設の整備

開かれた研究の場として国際的規模における共同研究の広範な展開を可能とするための施設、および、社会に開かれた教育の場として大学院における社会人プログラムや生涯教育を実施し、研究成果の社会還元を推進するための施設を整備する。

3. 国際的情報発信・交流拠点として必要な諸施設の整備

諸外国の大学や企業との学術・研究交流を活発に行うため、国際的情報発信・交流拠点として必要な諸施設を整備する。

4. 将来の研究・教育計画への対応

施設の整備にあたっては、将来にわたり関連部局のアカデミックプランが実現できるよう配慮する。

5. 環境重視型キャンパスの実現

恵まれた周囲の自然環境と十分に整合した景観を保持し、世界的水準の都市型研究教育サイトを設置するのにふさわしいキャンパスを実現する。

IV 基本となる原則

1. 全学的協力の原則

キャンパスの再開発は、各部局の自主性・自治を尊重しつつ、全ての部局が協力し、全学的な事業として実施する。

2. 非固定的土地利用の原則

いずれの部局もキャンパス内の特定の区域につき固定的な専用権を有するものではないとの理解の下に、現行の土地利用を固定せず、キャンパス全体の統一かつ円滑な再開発を可能にし、その有効かつ合理的な利用を図るため必要な場合には、関連部局との調整のもと、部局建物や緑地等の再配置を行う。ただし、その配置等の変更は、各部局における教育研究活動に実質的な支障をきたさないように配慮する。

V 方法

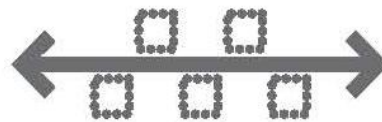
A. 駒場 I キャンパス

1. フレームワーク

1) 趣旨

一体的・統一的なキャンパス整備を計画的に行うため、キャンパスの骨格を形成する「重要な軸線」と「重要な外部空間」を位置づける。駒場 I キャンパスは、正門周辺の歴史的景観と銀杏並木のプロムナードという明快な全体構成を有しており、特にプロムナードは、その位置や利用形態からキャンパスの背骨として機能しているため、これを主軸として位置づける。この主軸に繋がる外部空間の質と量の向上が重要であり、現在近接している空間を中心に主・副外部空間を位置づける。以上より、「重要な軸線」と「重要な外部空間」をフレームワークとして附図 A1 のとおり設定する。

また、この骨格に対して施設等の計画・設定・施工の際、配慮すべき事項を規定する。さらに、その具体的な配慮の方法を例示する。



〈駒場 I キャンパス概念図〉

2) 配慮すべき基本的な事項

フレームワークとして設定された軸線や外部空間は、キャンパス全体でその質を守り、向上させるべき重要な公共空間であるため、施設等の整備・改修等に合わせて、それらの質を向上させるよう配慮することとし、また、キャンパス全体の持続可能性を確保するように整備・改修等を行うこと。

a) 軸線

軸線に沿う建築物群の意匠に一体性・関連性を持たせる。

b) 外部空間

外部空間を囲む建築物の軒の高さを統一する。

外部空間から見える眺望景観に配慮し、直接外部空間に面していない建築物であっても高度を抑制する。

c) 軸線及び外部空間に共通する事項

軸線や外部空間と接する方向に建築物の正面をとる。

軸線に接する場所（外部空間境界部）にオープンスペースをとる。

また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。

なお、景観軸に関係する建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

3) キャンパスの質について配慮すべき事項

正門周辺のまとまりのある歴史的景観、施設群を繋ぐプロムナード、それを取り囲む運動施設と緑地帯、という全体構成は明確であり、歴史と環境をテーマにこの構成をより充実させ強化する。

a) 機能の充実

学生の利便性を中心に、明るく活力のある環境を創出する。

b) ネットワークの充実

施設群間の人の移動の円滑化を計る。

4) 建築物のデザインについて配慮すべき事項

歴史的景観のまとまりとその背後の近代的な施設群の対比を、より分かりやすいものにする。武蔵野の面影を残す豊かな緑が生きるデザインを指向する。

a) 構えの確保

正門前広場を中心とした歴史的景観の保全を図る。

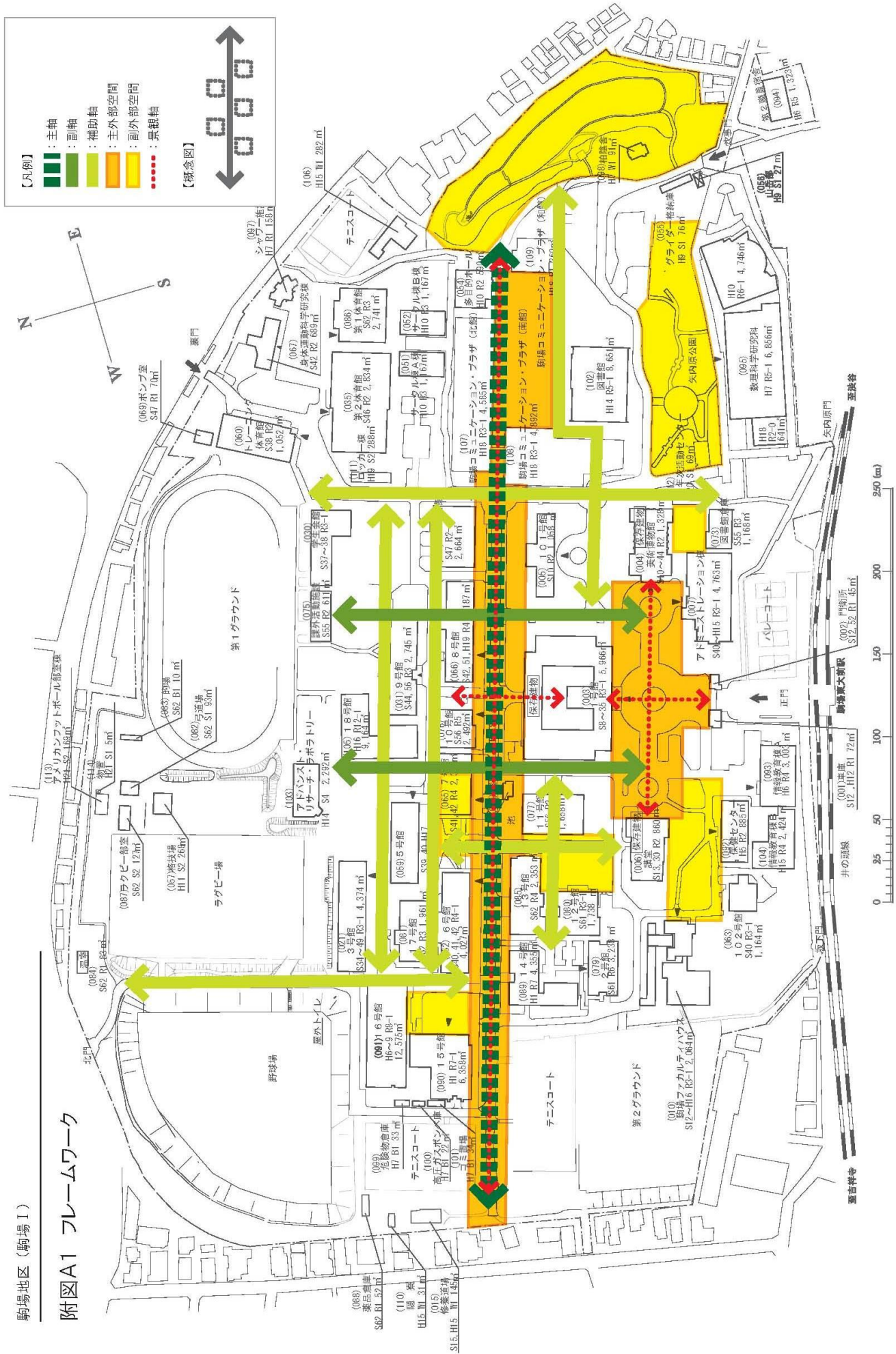
b) 環境との一体性

外観は樹木と建築物の関係を重視し、内部からも環境の豊かさを感受しうる「抜けのある施設計画」を図る。

5) その他

新設建築物は機能性と環境性能を重視する。

附图A1 フレームワーク



2. 外部空間

1) 趣旨

外部空間の質を守り・高めていくために必要な、施設等の計画・設計・施工時に配慮すべき基本的な事項を2-1から2-4に示す。

2-1. 配慮すべき基本的な事項

1) 外部空間の質の向上

施設等の計画・設計・施工時には、外部空間の特性を十分考慮し、質の向上に配慮をすること。特に、私的空間と公的空間が接する場所の質を高めるように配慮すること。

2) 地域計画

キャンパスを取り巻く地域計画については、地方自治体等と良好な関係を保ちつつ意思疎通を図り、一体とした地域計画となるように配慮すること。

2-2. 歴史的空間と保存建造物

1) 趣旨

歴史ある本学のキャンパス空間を適切かつ効果的に継承していくために、歴史的空間及びそれを構成する建造物（建築物及び工作物）を附図A2のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。

2) 保存建造物 1 種

- ・ 1 号館
- ・ 美術博物館
- ・ 講堂
- ・ 正門
- ・ 車庫
- ・ 門衛所

以上、計 6 点

3) 保存建造物 2 種

- ・ 101 号館
- ・ 駒場ファカルティハウス

以上、計 2 点

4) シンボル工作物

- ・ 旧寮遺構（地下道エントランスゲート）
- 以上、計 1 点

5) 配慮すべき事項

a) 歴史的空間への配慮

歴史的空間の改変に至る行為の際には、その歴史を構成している施設や樹木等の空間的配置及び細部や意匠・構造の双方に十分配慮した検討を行うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。

b) 保存建造物・シンボル工作物の保存方法

保存建造物・シンボル工作物の保存方法については、下記の手法に沿うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。なお、保存建造物、シンボル工作物は、要望等に応じて追加指定してもよい。

①保存建造物 1 種

原則として、その外形と配置を改変しない。困難な場合は、キャンパス計画室の監督の下に他の保存手法を検討する。

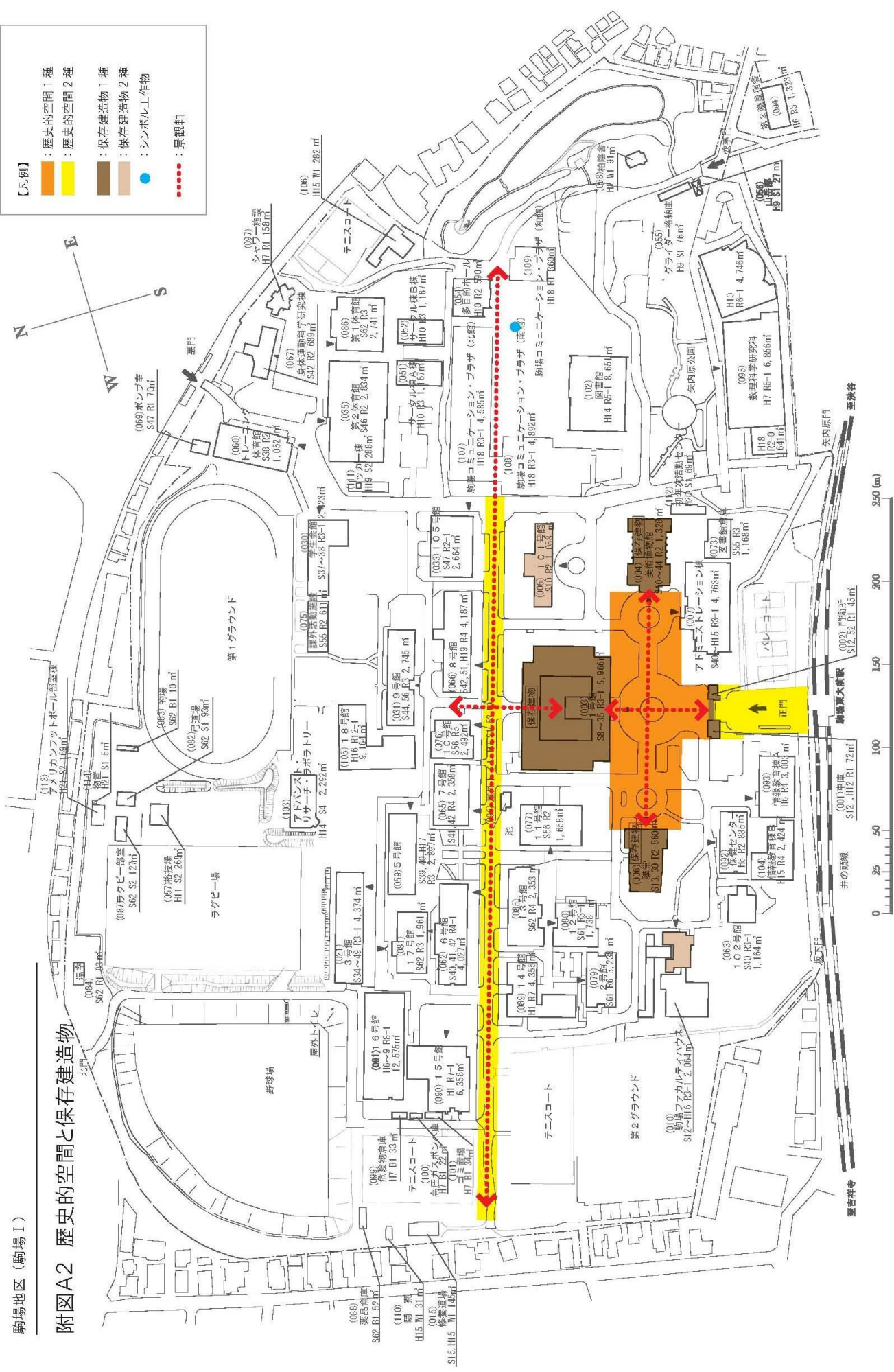
②保存建造物 2 種・シンボル工作物

現存の状態を保存することを検討する。困難な場合は、外壁保存を検討する。外壁保存が困難な場合は、キャンパス計画室の監督の下で他の保存手法を検討する。

c) 眺望景観への配慮

景観軸に係る建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

附图A2 歴史的空間と保存建造物



2-3. 緑・自然環境

1) 趣旨

本学のキャンパス空間における豊かな緑・自然環境を適切かつ効果的に保全するため、快適な環境を創り出す緑、歴史的空間のシンボルとなる緑、貴重な生態系の創出に寄与する緑などの重要な緑・自然環境のある場所及び今後そのような場所として整備する必要があると考えられる場所を附図A3のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。なお、シンボル樹木は、必要に応じて随時追加指定する。

2) シンボル樹木

- ・ 正門正面シラカシ
- ・ 美術博物館前ヒマラヤスギ
- ・ 講堂前ヒマラヤスギ
- ・ 理想の教育棟脇クスノキ
- ・ コミュニケーションプラザ中庭ポプラ、メタセコイヤ、クロマツ（3本）

以上、計7本

3) 配慮すべき事項

a) 広場

オープンスペースとしての質を維持・向上させるために必要な緑陰や芝生等を保全・創出すること。

b) プロムナード

キャンパス内を快適に移動や散策ができるよう、必要な緑陰やその他場所に応じた植栽を保全・創出すること。

c) 緑地

キャンパスや周辺地域において緑地は貴重であり、原則として保全すること。また、歴史的空間を構成する主要素となっている緑地では、樹木の伐採などの操作には特に慎重を期すこと。

d) 全体

日常的な維持管理においても、緑地・自然環境の質を適切に維持できるよう配慮すること。また、施設整備の際には、可能な限り植樹や既存樹木の移植などを行い、キャンパスの緑化に努めること。特に規模の大きな施設整備・面的再開発においては、広場や緑地の配置を計画的に検討し、十分な緑化面積を確保するよう努めること。

4) 伐採・移植等に関する基準

次の基準のいずれかに該当する樹木について、伐採や移植などの操作を行う際は、キャンパス計画室による承認をとること。ただし、シンボル樹木は原則として伐採や移植などの操作は行わないこととし、シンボル樹木の操作を行う場合は「キャンパス計画要綱の運用指針」による。

a) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの

b) 高さが15メートル以上のもの

c) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上のもの

d) 攀登性樹木で、枝葉の面積が30 m²以上のもの

5) その他

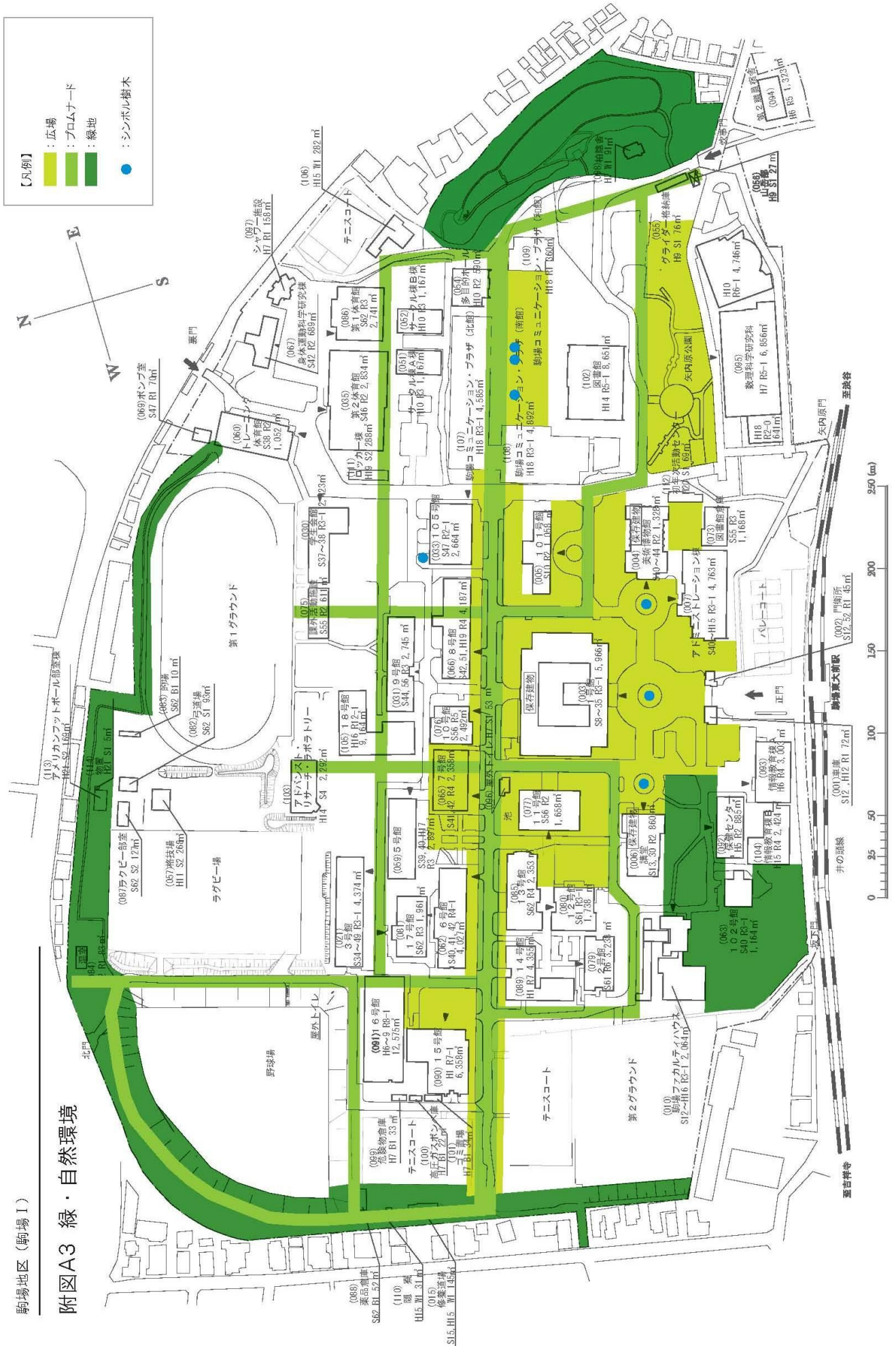
a) 生態系への配慮

大規模な樹木の伐採については運用指針による。また、必要に応じて環境への影響を調査すること。

b) 維持管理

管理部局は維持管理を適切に実施し、良好な保全に努めること。

附図A3 緑・自然環境



2-4. キャンパス周縁部

1) 趣旨

キャンパス周辺地域との調和や近隣住民との良好な関係構築のため、キャンパス空間が地域と接するキャンパス周縁部において、場所ごとに配慮すべき事項を附図A4のとおり設定する。

2) 配慮すべき事項

a) 地域の景観計画・条例等との整合

当該キャンパスが存する地域において、地方自治体が定めた都市計画や景観計画、景観条例等のルールと十分に整合を図ること。

b) 公共街路等の景観形成に対する配慮

隣接する街路や駅などにおける景観形成について、例えば、外壁の保存や緑化、建築物の背面を向けない（設備の配置を考える）等地域の景観形成に協力する。

c) 緑地・植栽等による緑景観

適度な緑を配し、キャンパス内の建築物による圧迫感を抑制するとともに、美しいキャンパスの周縁部を演出すること。

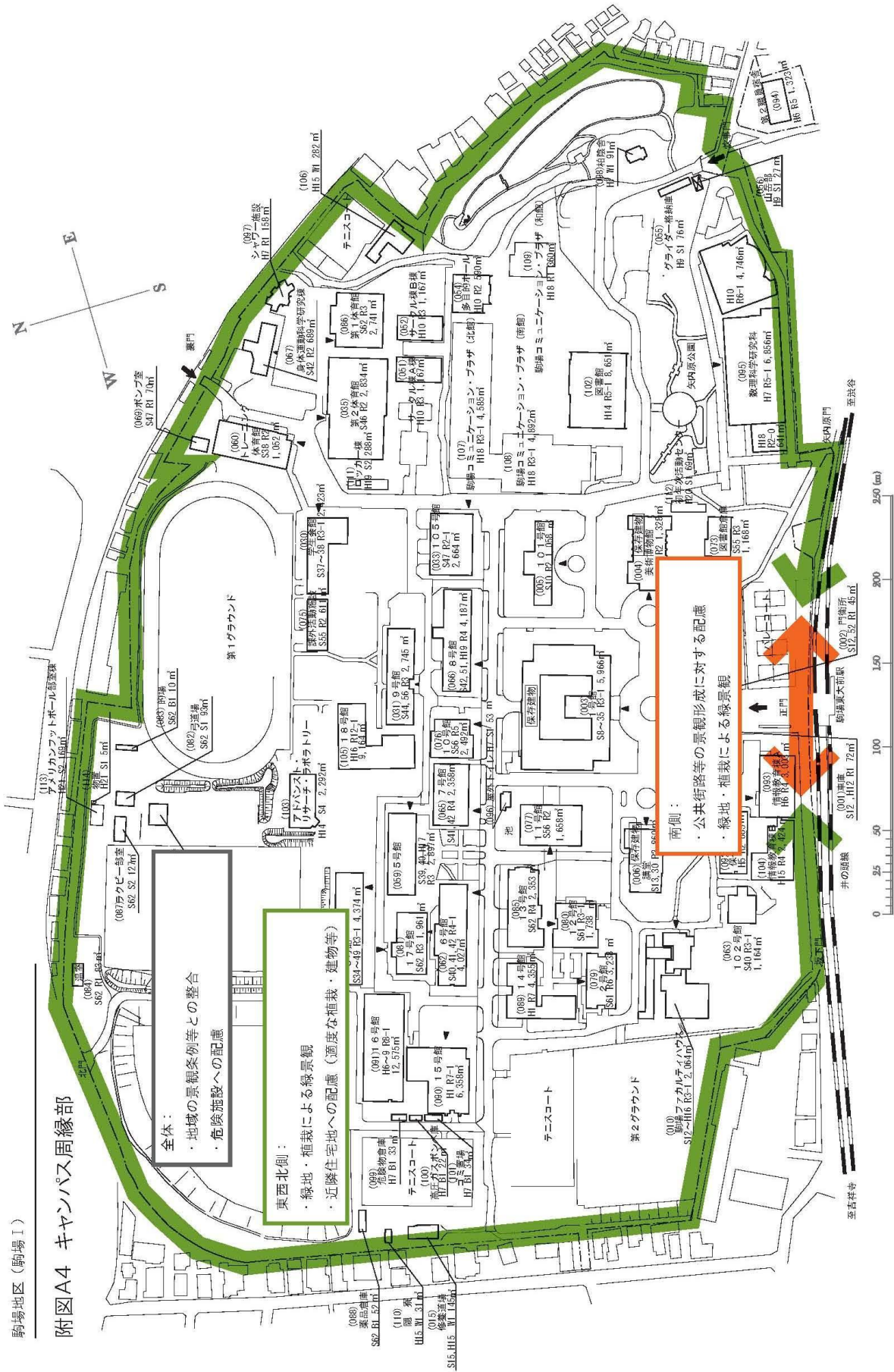
d) 危険施設への配慮

近隣住民の安全・安心を阻害しないよう、危険物貯蔵所やバイオハザード・ケミカルハザードが発生する可能性のある建築物などは原則として建設しない。

e) 近隣への配慮

適切な植樹により周辺環境との融和を図ること。

附图A4 キャンパス周縁部



3. 高度・利用密度による地区区分

1) 趣旨

恵まれた自然環境を最大限に享受しつつ、キャンパス全体の秩序ある整備を進めるため、附図A5のとおり、キャンパス内各地域の特性に応じ、高度・利用密度による区分を設定する。

2) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

a) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

原則として、建築物の高さと各地区の容積率は、次に示す基準を超えてはならない。ただし、保存建造物1種の既存部分はこの限りではない。

①低層地区

高さ 12m、容積率 50%

②中層地区

高さ 34m、容積率 200%

③第1種特殊地区（運動場等）

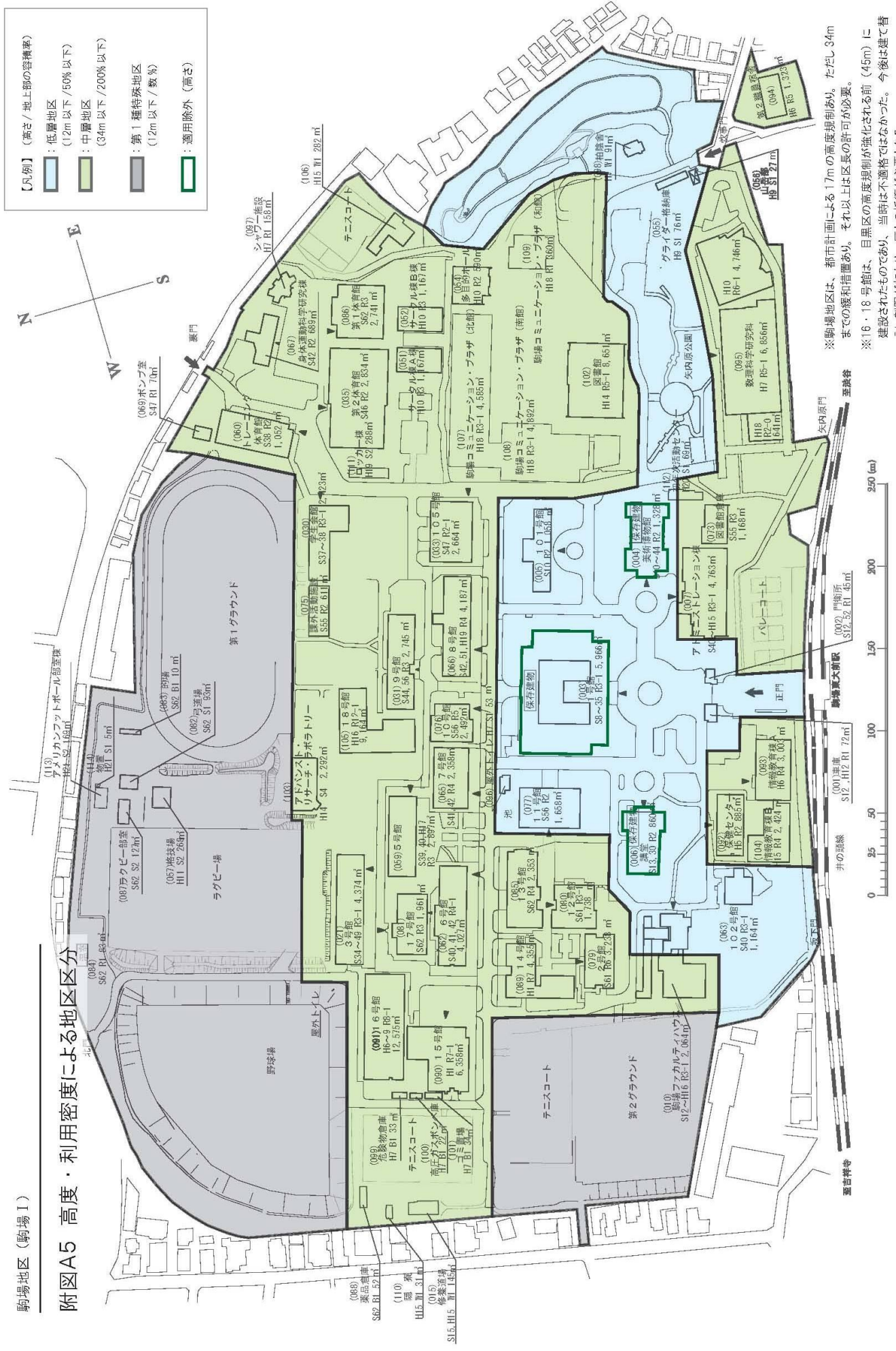
管理施設・部室等を除き、原則建築物を建てない。建てる場合も 12m 以下とする。
容積率は数%。

b) その他

- ・地下部分の容積率は算定外とする。ただし、都市計画に定められた容積率の遵守を徹底すること。
- ・高さが 60m より高い建築物を計画する場合は、総長によりその必要性の確認が行われなければならない。
- ・各種法令の改正などにより基準となる数値が変更された場合は、キャンパス計画室において要綱の改正を行う。
- ・都市計画等による高さ規制等については地域計画とあわせてより良いキャンパス環境となるよう地方自治体とよく調整すること。

駒場地区 (駒場 I)

附図A5 高度・利用密度による地区区分



- 【凡例】 (高さ / 地上部の容積率)
- : 低層地区 (12m以下 / 50%以下)
 - : 中層地区 (34m以下 / 200%以下)
 - : 第1種特殊地区 (12m以下 / 数%)
 - : 適用除外 (高さ)

※駒場地区は、都市計画による17mの高度規制あり。ただし34mまでの緩和措置あり。それ以上は区長の許可が必要。
 ※16・18号館は、目黒区の高度規制が強化される前(45m)に建設されたものであり、当時は不適格ではなかった。今後は建て替えに制限が加わり、区との折衝が必要となる。

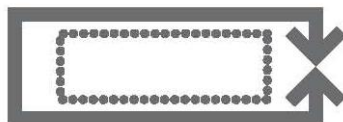
B. 駒場Ⅱキャンパス

1. フレームワーク

1) 趣旨

一体的・統一的なキャンパス整備を計画的に行うため、キャンパスの骨格を形成する「重要な軸線」と「重要な外部空間」を位置づける。駒場Ⅱキャンパスは、正門周辺の歴史的景観と敷地中央のユニヴァーシティ広場という明快な外部空間の構成を有しているため、これらを主外部空間として位置づける。また、ユニヴァーシティ広場を取り囲むように建築物が配置されており、キャンパスの骨格を成しているため、広場を囲む通りを主軸として位置づける。以上より、「重要な軸線」と「重要な外部空間」をフレームワークとして附図B1のとおり設定する。

また、この骨格に対して施設等の計画・設計・施工の際、配慮すべき事項を規定する。さらに、その具体的な配慮の方法を例示する。



〈駒場Ⅱキャンパス概念図〉

2) 配慮すべき基本的な事項

フレームワークとして設定された軸線や外部空間は、キャンパス全体でその質を守り、また向上させるべき重要な公共空間であるため、施設等の整備・改修等に合わせて、それらの質を向上させるよう配慮することとし、また、キャンパス全体の持続可能性を確保するように整備・改修等を行うこと。

a) 軸線

軸線に沿う建築物群の意匠に一体性・関連性を持たせる。

b) 外部空間

外部空間を囲む建築物の軒の高さを統一する。

外部空間から見える眺望景観に配慮し、直接外部空間に面していない建築物であっても高度を抑制する。

c) 軸線及び外部空間に共通する事項

軸線や外部空間と接する方向に建築物の正面をとる。

軸線に接する場所（外部空間境界部）にオープンスペースをとる。

また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。なお、景観軸に関係する建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

3) キャンパスの質について配慮すべき事項

研究の場にふさわしい静謐かつ清廉な環境を形成する。交通計画との整合性を計りながら「ユニヴァーシティ広場」を中心とした明確なイメージを創出する。

a) 中心の形成

明確で強いメッセージ性を持った広場を創出する。

b) 輪郭の充実

緑豊かで落ち着いたあるキャンパスの外郭を形成する。

4) 「ユニヴァーシティ広場」の設定

「開かれた大学」の理念を実現するための「ユニヴァーシティ広場」として、キャンパス内に外部空間（公共空地）を確保し、それを学生・教職員の憩いの場とするとともに、社会への情報発信の場ともすべく、必要な整備を行う（参考図4）。

5) 建築物のデザインについて配慮すべき事項

建築物群は、ユニヴァーシティ広場のイメージをより強化する在り方を目指す。先進的な研究機関として、現代的な感性を活かした機能的な施設計画とする。

a) 近未来の表現

新設建築物のデザインは、現在の建築物の精神を踏襲する。

b) 連携の強化

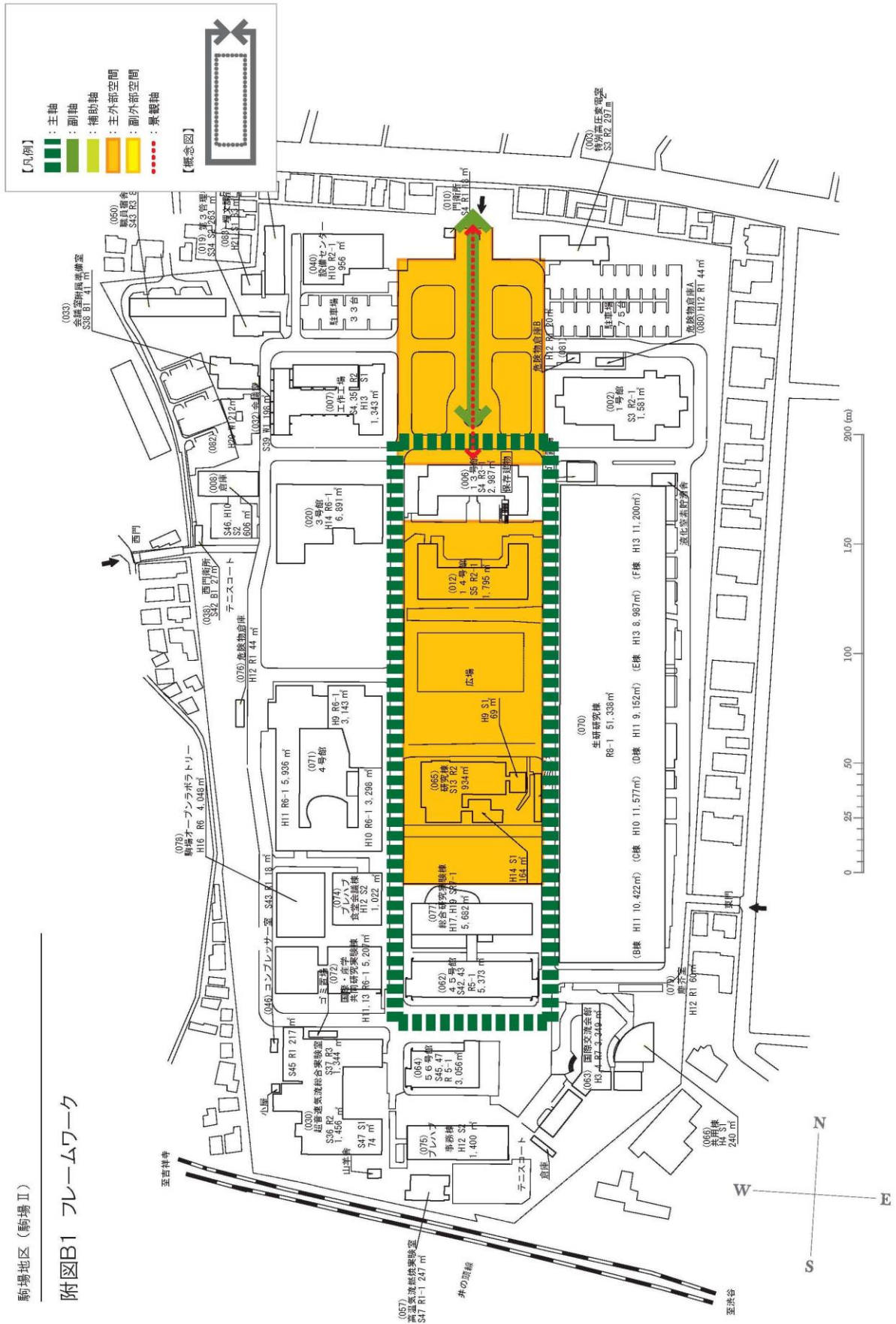
広場を囲む建築物群相互のネットワーク化を計る。

6) その他

周辺地域との融和を計るため、敷地外縁の環境整備に配慮する。

駒場地区（駒場II）

附図B1 フレームワーク



2. 外部空間

1) 趣旨

外部空間の質を守り・高めていくために必要な、施設等の計画・設計・施工時に配慮すべき基本的な事項を2-1から2-4に示す。

2-1. 配慮すべき基本的な事項

1) 外部空間の質の向上

施設等の計画・設計・施工時には、外部空間の特性を十分考慮し、質の向上に配慮をすること。特に、私的空間と公的空間が接する場所の質を高めるように配慮すること。

2) 地域計画

キャンパスを取り巻く地域計画については、地方自治体等と良好な関係を保ちつつ、一体とした地域計画となるように配慮すること。

2-2. 歴史的空間と保存建造物

1) 趣旨

歴史ある本学のキャンパス空間を適切かつ効果的に継承していくために、歴史的空間及びそれを構成する建造物（建築物及び工作物）を附図B2のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。

2) 保存建造物 1 種

・ 13 号館

・ 門衛所

以上、計 2 点

3) 保存建造物 2 種

現時点で指定なし。

4) シンボル工作物

現時点で指定なし。

5) 配慮すべき事項

a) 歴史的空間への配慮

歴史的空間の改変に至る行為の際には、その歴史を構成している施設や樹木等の空間的配置及び細部や意匠・構造の双方に充分配慮した検討を行うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。

b) 保存建造物・シンボル工作物の保存方法

保存建造物・シンボル工作物の保存方法については、下記の手法に沿うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。なお、保存建造物、シンボル工作物は要望等に応じて追加指定してもよい。

①保存建造物 1 種

原則として、その外形と配置を改変しない。困難な場合は、キャンパス計画室の監督の下に他の保存手法を検討する。

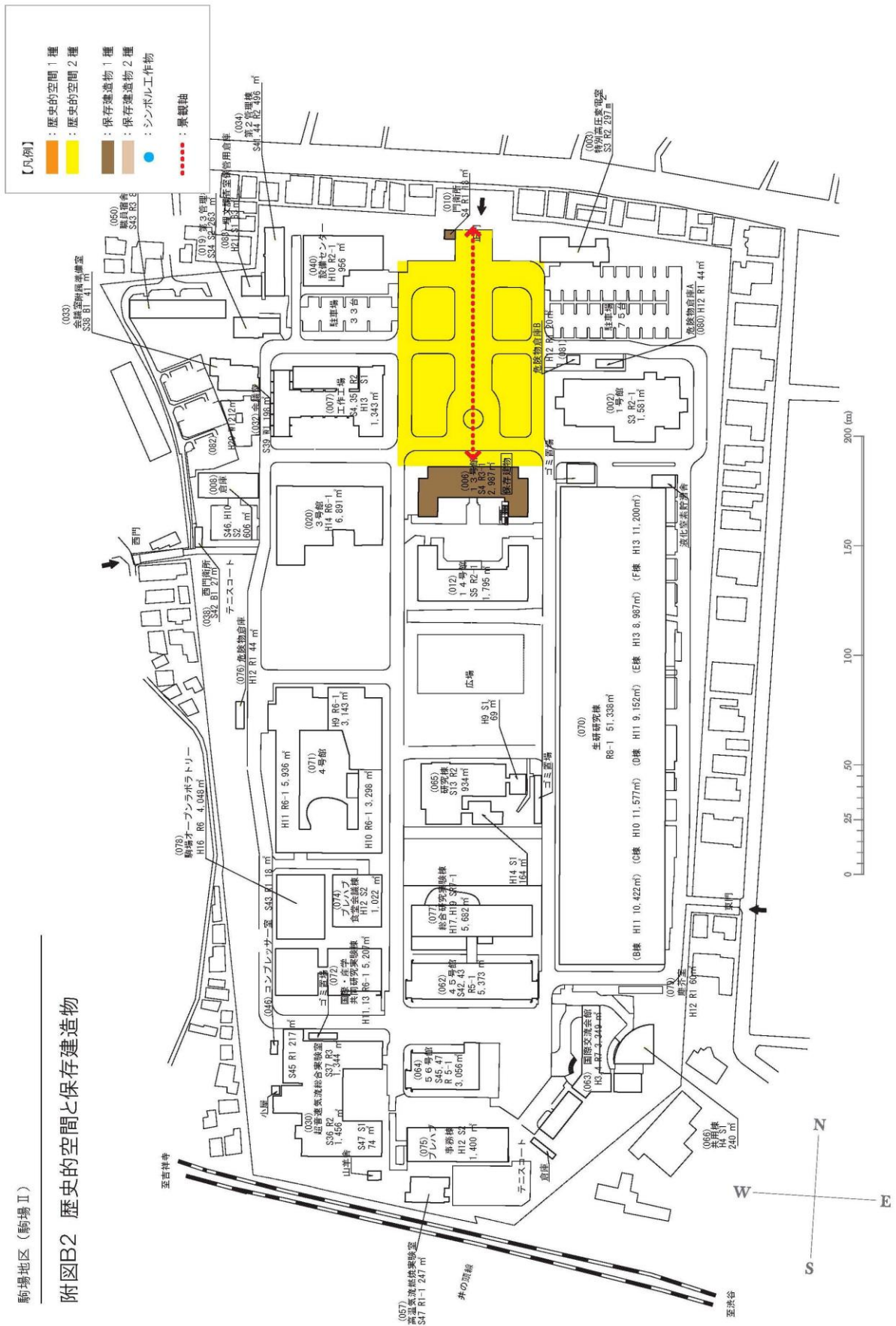
②保存建造物 2 種・シンボル工作物

現存の状態を保存することを検討する。困難な場合は、外壁保存を検討する。外壁保存が困難な場合は、キャンパス計画室の下で他の保存手法を検討する。

c) 眺望景観への配慮

景観軸に関係する建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

附図B2 歴史的空間と保存建造物



2-3. 緑・自然環境

1) 趣旨

本学のキャンパス空間における豊かな緑・自然環境を適切かつ効果的に保全するため、快適な環境を創り出す緑、歴史的空間のシンボルとなる緑、貴重な生態系の創出に寄与する緑などの重要な緑・自然環境のある場所及び今後そのような場所として整備する必要があると考えられる場所を附図B3のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。なお、シンボル樹木は、必要に応じて随時追加指定する。

2) シンボル樹木

現時点で指定なし。

3) 配慮すべき事項

a) 広場

オープンスペースとしての質を維持・向上させるために必要な緑陰や芝生等を保全・創出すること。

b) プロムナード

キャンパス内を快適に移動や散策ができるよう、必要な緑陰やその他場所に応じた植栽を保全・創出すること。

c) 緑地

キャンパスや周辺地域において緑地は貴重であり、原則として保全すること。また、歴史的空間を構成する主要素となっている緑地では、樹木の伐採などの操作には特に慎重を期すこと。

d) 全体

日常的な維持管理においても、緑地・自然環境の質を適切に維持できるよう配慮すること。また、施設整備の際には、可能な限り植樹や既存樹木の移植などを行い、キャンパスの緑化に努めること。特に規模の大きな施設整備・面的再開発においては、広場や緑地の配置を計画的に検討し、十分な緑化面積を確保するよう努めること。

4) 伐採・移植等に関する基準

次の基準のいずれかに該当する樹木について、伐採や移植などの操作を行う際は、キャンパス計画室による承認をとること。ただし、シンボル樹木は原則として伐採や移植などの操作は行わないこととし、シンボル樹木の操作を行う場合は「キャンパス計画要綱の運用指針」による。なお、駒場Ⅱキャンパスでは、恵まれた自然環境を活かしつつ、研究教育に潤いを与え、さらに周辺地域の環境保全にも資するため、キャンパス内の樹木を最大限保存し、やむを得ない場合は移植すること。

a) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの

b) 高さが15メートル以上のもの

c) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上のもの

d) 攀登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上のもの

5) その他

a) 生態系への配慮

大規模な樹木の伐採については運用指針による。また、必要に応じて環境への影響を調査すること。

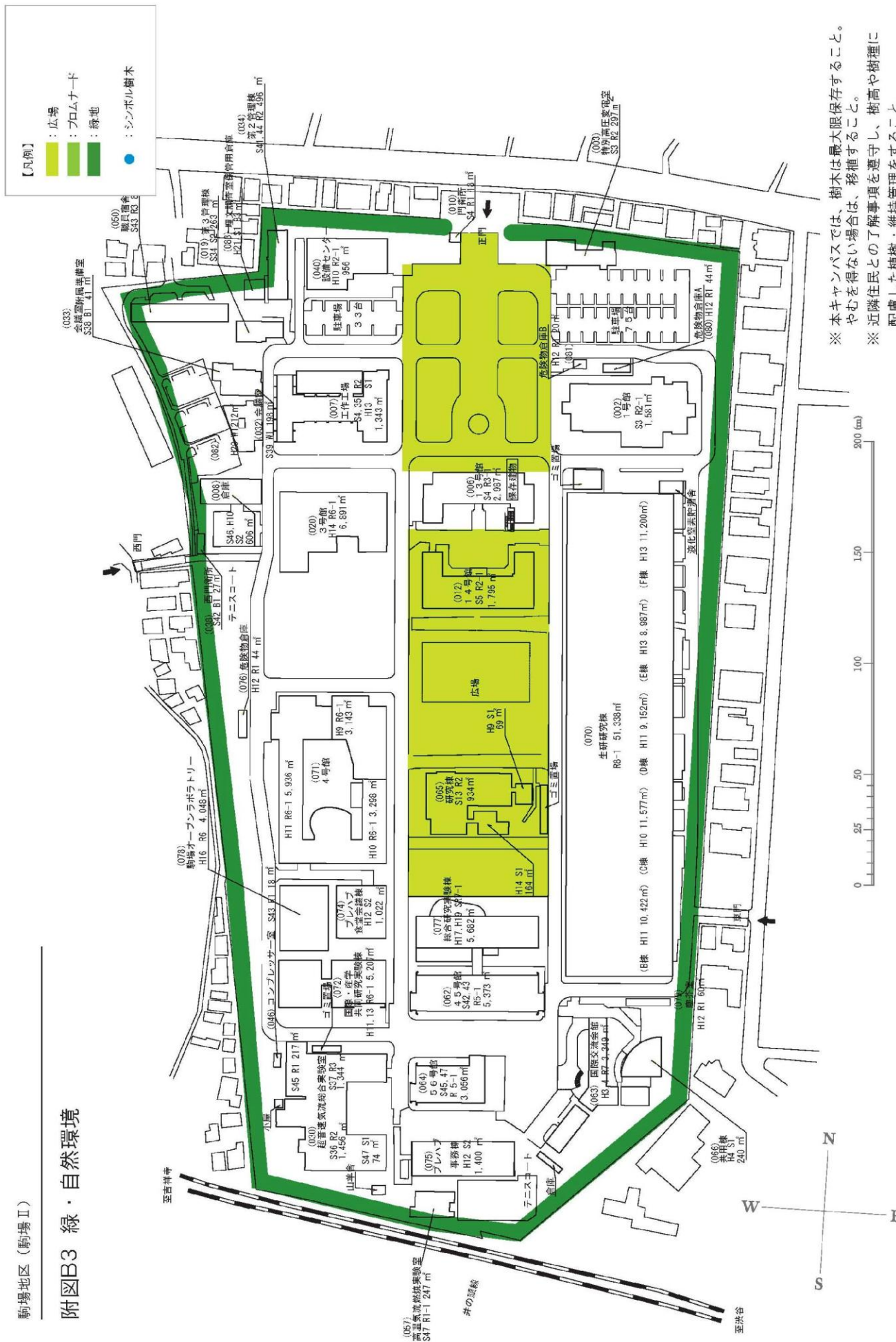
b) 維持管理

管理部局は維持管理を適切に実施し、良好な保全に努めること。

c) 近隣住民への配慮

近隣住民との了解事項を遵守し、樹高や樹種に配慮した植樹・維持管理をすること。

附図B3 緑・自然環境



※ キャンパスでは、樹木は最大限保存すること。
 やむを得ない場合は、移植すること。
 ※ 近隣住民との了解事項を遵守し、樹高や樹種に
 配慮した植樹・維持管理をすること。

2-4. キャンパス周縁部

1) 趣旨

キャンパス周辺地域との調和や近隣住民との良好な関係構築のため、キャンパス空間が地域と接するキャンパス周縁部において、場所ごとに配慮すべき事項を附図B 4のとおり設定する。

2) 配慮すべき事項

a) 地域の景観計画・条例等との整合

当該キャンパスが存する地域において、地方自治体が定めた都市計画や景観計画、景観条例等のルールと十分に整合を図ること。

b) 公共街路等の景観形成に対する配慮

隣接する街路や駅などにおける景観形成について、例えば、外壁の保存や緑化、建築物の背面を向けない（設備の配置を考える）等地域の景観形成に協力する。

c) 緑地・植栽等による緑景観

適度な緑を配し、キャンパス内の建築物による圧迫感を抑制するとともに、美しいキャンパスの周縁部を演出すること。

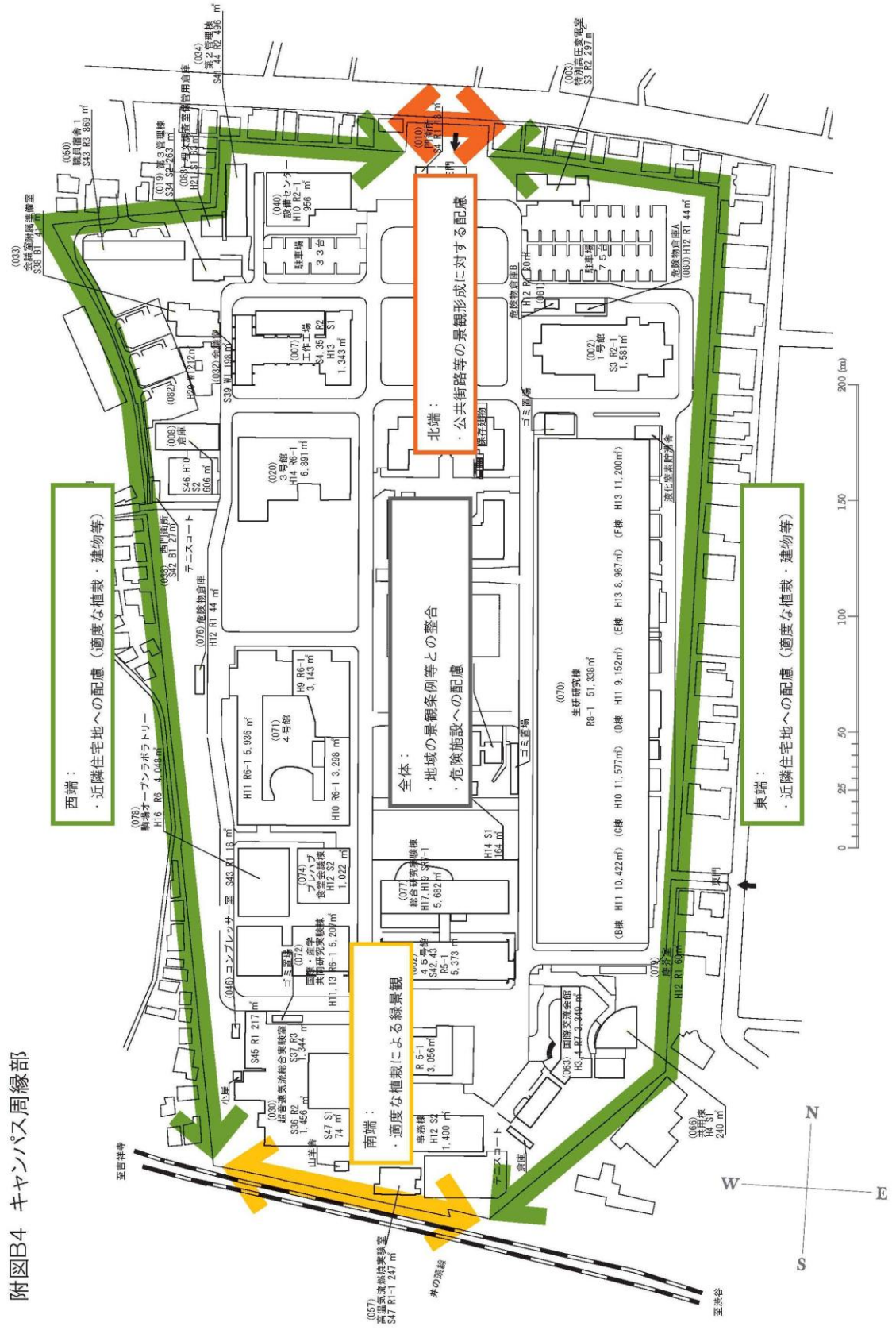
d) 危険施設への配慮

近隣住民の安全・安心を阻害しないよう、危険物貯蔵所やバイオハザード・ケミカルハザードが発生する可能性のある建築物などは原則として建設しない。

e) 近隣への配慮

適切な植樹により周辺環境との融和を図ること。

附図B4 キャンパス周縁部



3. 高度・利用密度による地区区分

1) 趣旨

恵まれた自然環境を最大限に享受しつつ、キャンパス全体の秩序ある整備を進めるため、附図B5のとおり、キャンパス内各地域の特性に応じ、高度・利用密度による区分を設定する。

2) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

a) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

原則として、建築物の高さと各地区の容積率は、次に示す基準を超えてはならない。ただし、保存建造物1種の既存部分はこの限りではない。

①低層地区

高さ 12m、容積率 50%

②中層地区

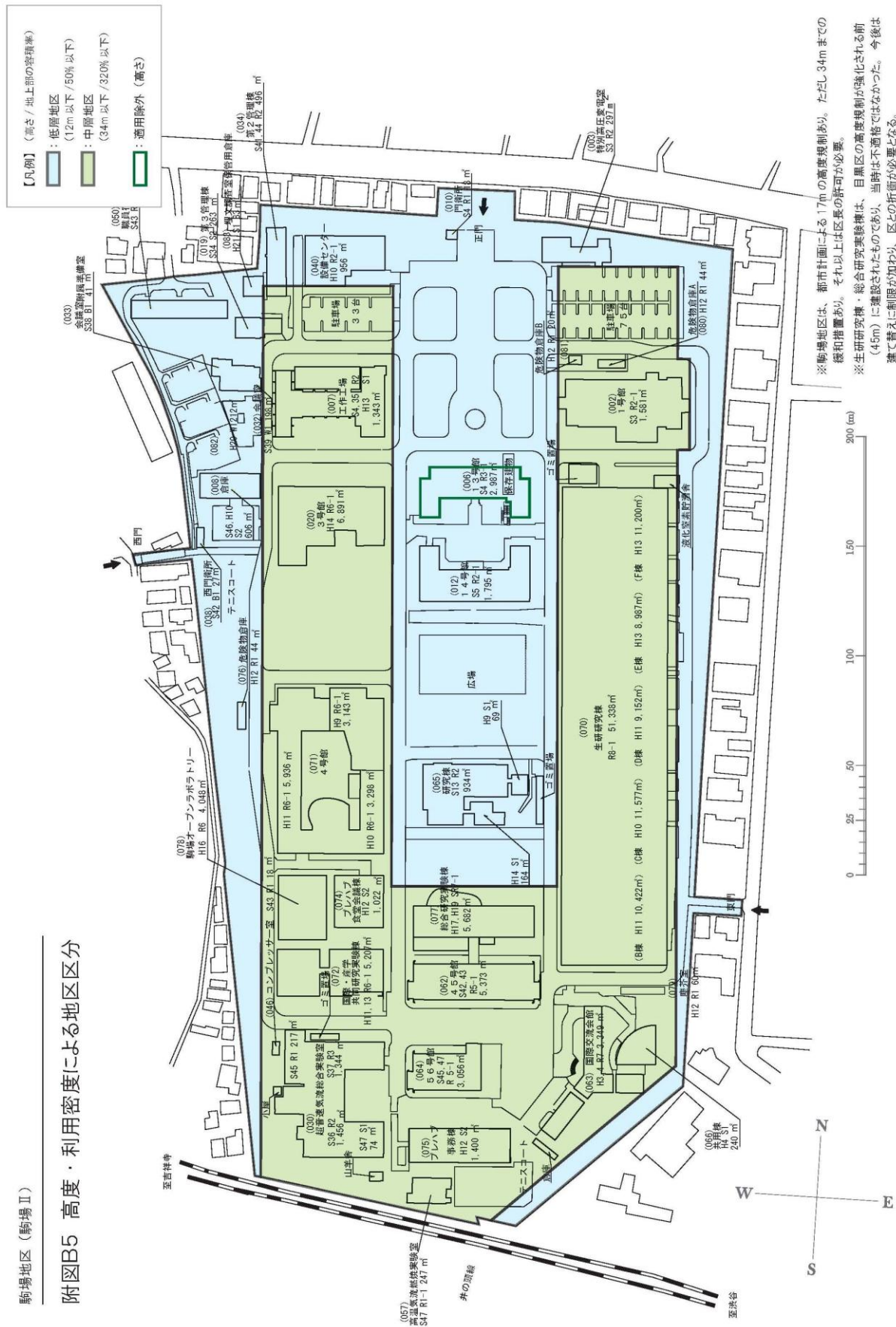
高さ 34m、容積率 320%

b) その他

- ・地下部分の容積率は算定外とする。ただし、都市計画に定められた容積率の遵守を徹底すること。
- ・高さが 60m より高い建築物を計画する場合は、総長によりその必要性の確認が行われなければならない。
- ・各種法令の改正などにより基準となる数値が変更された場合は、キャンパス計画室において要綱の改正を行う。
- ・都市計画等による高さ規制等については地域計画とあわせてより良いキャンパス環境となるよう地方自治体とよく調整すること。

駒場地区 (駒場Ⅱ)

附図B5 高度・利用密度による地区区分



※駒場地区は、都市計画による17mの高さ規制あり。ただし34mまでの緩和措置あり。それ以上は区長の許可が必要。

※生研研究棟・総合研究実験棟は、目黒区の高さ規制が強化される前(45m)に建設されたものであり、当時は不適格ではなかった。今後は建て替えに制限が加わり、区との折衝が必要となる。

VI 全体構想

A. 駒場Ⅰキャンパス

1. CENTER FOR CREATIVE CAMPUS LIFE の設置

東部地区は、前記Ⅲ－A－2の趣旨に基づき、「CENTER FOR CREATIVE CAMPUS LIFE」として、学外の文化的関心にも応えつつ、学内の学生・教職員の福利厚生を図るための各種の施設を配置する。(参考図3)

2. 全体の配置

Vの方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、平成15年3月の駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱における附図A－4のとおりになる。(参考図3)

B. 駒場Ⅱキャンパス

1. 全体の配置

Vの方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、平成15年3月の駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱における附図B－2のとおりになる。(参考図4)